

福島医発第627号(地)

平成19年 7月13日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 横 倉 義 武
(公印省略)



「介護給付費請求書の記載要領について」の一部改正通知の送付について

介護保険制度における低所得者の利用者負担額減免措置に関し、「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について」(平成12年5月1日老発第474号)で定めるところにより、障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業の対象者に提供される訪問介護等を利用する場合の公費負担割合が、平成19年7月1日より下記のとおり変更されることとなっております。それに伴い、厚生労働省は「介護給付費請求書等の記載要領について」(平成13年11月16日老老発第31号)について、一部改正通知を発出し、日本医師会に協力依頼があった旨、別紙のとおり通知がありましたので、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

記

○介護給付費請求書等の記載要領について

<改正前>

障害者施策(いわゆる特別対策)における訪問介護(介護予防を含む)及び夜間対応型訪問介護については、公費負担医療に準じた取扱いを行うため、保険給付率を加えた率(例えば保険給付率が90%、公費負担率が7%の場合は97%)として記載すること。

<改正後>

障害者施策(いわゆる特別対策)における訪問介護(介護予防を含む)及び夜間対応型訪問介護については、公費負担医療に準じた取扱いを行うため、保険給付率を加えた率(例えば保険給付率が90%、公費負担率が4%の場合は94%)として記載すること。



小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽



(介25)

平成19年7月5日

都道府県医師会 介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

天 本



「介護給付費請求書の記載要領について」の一部改正通知の送付について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は介護保険制度運営に関し、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、介護保険制度における低所得者の利用者負担額減免措置に関し、「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について」(平成12年5月1日老発第474号)で定めるところにより、障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業の対象者に提供される訪問介護等を利用する場合の公費負担割合が、平成19年7月1日より変更されることとなっております。それに伴い、厚生労働省は「介護給付費請求書等の記載要領について」(平成13年11月16日老老発第31号)について、一部改正通知を発出し、本会宛にも協力依頼がありました。貴会におかれましても内容につきましてご了知いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

(別添資料)

・「介護給付費請求書の記載要領について」の一部改正の送付について

(老老発第0629002号 平19.6.29 厚生労働省老健局老人保健課長通知)

(参考資料)

・低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について

(老発第474号 平12.5.1 厚生省老人保健福祉局長通知)

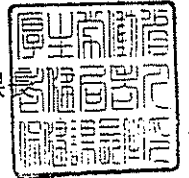


老老発第 0629001 号

平成 19 年 6 月 29 日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局老人保健課



「介護給付費請求書等の記載要領について」の一部改正について

「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について」（平成 12 年 5 月 1 日老発第 474 号）の定めるところにより、障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業の対象者が介護保険制度の下で提供される訪問介護等を利用する場合の公費負担割合が平成 19 年 7 月 1 日から変更されることに伴い、「介護給付費請求書等の記載要領について」（平成 13 年 11 月 16 日老老発第 31 号）について別紙のとおり改正し、同日から適用することとしたので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

○ 介護給付費請求書の記載要領について（平成13年老老発第31号）（抄）

改 正 後	改 正 前
2 介護給付費明細書記載に関する事項（様式第二から第十まで） (1) (略) (2) 項目別の記載要領 ①～⑫ (略) ⑬ 請求額集計欄（様式第二、第二の二における給付率の記載方法） ア (略) イ 公費 公費負担の給付を行う率を百分率で記載すること。当該率等については（別表2）を参照すること。 障害者対策（いわゆる特別対策）における訪問介護（介護予防を含む）及び夜間対応型訪問介護については、公費負担医療に準じた取扱いを行うため、保険給付率を加えた率（例えば保険給付率が90%、公費負担率が4%の場合は94（%））として記載すること。 ⑭・⑮ (略)	2 介護給付費明細書記載に関する事項（様式第二から第十まで） (1) (略) (2) 項目別の記載要領 ①～⑫ (略) ⑬ 請求額集計欄（様式第二、第二の二における給付率の記載方法） ア (略) イ 公費 公費負担の給付を行う率を百分率で記載すること。当該率等については（別表2）を参照すること。 障害者対策（いわゆる特別対策）における訪問介護（介護予防を含む）及び夜間対応型訪問介護については、公費負担医療に準じた取扱いを行うため、保険給付率を加えた率（例えば保険給付率が90%、公費負担率が7%の場合は97（%））として記載すること。 ⑭・⑮ (略)

(別表2)

保険優先公費の一覧(適用優先度順)

項番	制度	給付対象	法別番号	資格証明等	公費の給付率	負担割合	介護保険と関連する給付対象
1	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)「一般患者に対する医療」	結核に関する治療・検査等省令で定めるもの	10	患者票	95	介護保険を優先し95%までを公費で負担する	医療機関の短期入所療養介護、医療機関の介護予防短期入所療養介護及び介護療養施設サービスにかかる特定診療費
2	障害者自立支援法(平成17年法律第123号)「通院医療」	通院による精神障害の医療	21	受給者証	100	介護保険優先利用者本人負担額がある	訪問看護、介護予防訪問看護
3	障害者自立支援法「更生医療」	身体障害者に対する更生医療(リハビリテーション)	15	受給者証	100	介護保険優先利用者本人負担額がある	訪問看護、介護予防訪問看護、医療機関の訪問リハビリテーション、医療機関の介護予防訪問リハビリテーション、医療機関の通所リハビリテーション、医療機関の介護予防通所リハビリテーション及び介護療養施設サービス
4	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)「一般疾病医療費の給付」	健康保険と同様(医療全般)	19	被爆者手帳	100	介護保険優先残りを全額公費(※)	介護老人保健施設サービス含め医療系サービス(介護予防サービスを含む)の全て
5	被爆体験者精神影響等調査研究事業の実施について(平成14年4月1日健発第0401007号)	被爆体験による精神的要因に基づく健康影響に関連する特定の精神疾患又は関連する身体化症状・心身症のみ	86	受給者証	100	介護保険優先残りを全額公費(※)	訪問看護、介護予防訪問看護、訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービスの医療系サービスの全て
6	特定疾患治療研究事業について(昭和48年4月17日衛発第242号厚生省公衆衛生局長通知)「治療研究に係る医療の給付」	特定の疾患のみ	51	受給者証	100	介護保険優先利用者本人負担額がある(※)	訪問看護、介護予防訪問看護、医療機関の訪問リハビリテーション、医療機関の介護予防訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導及び介護療養施設サービス
7	先天性血液凝固因子障害等治療研究事業について(平成元年7月24日健発第896号厚生省保健医療局長通知)「治療研究に係る医療の給付」	同上	51	受給者証	100	同上	同上

8	「水俣病総合対策費の国庫補助について」(平成4年4月30日環境省令第227号環境事務次官通知)「療養費及び研究治療費の支給」	水俣病発生地域において過去に通常のレベルを超えるメチル水銀の曝露を受けた可能性のある者における水俣病にもみられる症状に関する医療	88	医療手帳、保健手帳	100	介護保険優先 残りを全額公費 (※)	介護老人保健施設サービス(介護予防サービスを含む)の全て(ただし、介護老人保健施設サービスにおいては緊急時施設療養費に限る)
9	「メチル水銀の健康影響に係る調査研究事業について」(平成17年5月24日環境省令第050524001号環境事務次官通知)「研究治療費の支給」	メチル水銀の曝露に起因するものでないことが明らかなものを除く疾病等の医療	88	医療手帳	100	介護保険優先 残りを全額公費 (※)	介護老人保健施設サービス(介護予防サービスを含む)の全て(ただし、介護老人保健施設サービスにおいては緊急時施設療養費に限る)
10	「茨城県神栖町における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業要綱」について(平成15年6月6日環境省令第030606004号環境事務次官通知)「医療費の支給」	茨城県神栖町におけるジフェニルアルシンの曝露に起因する疾病等の医療	87	医療手帳	100	介護保険優先 残りを全額公費 (※)	介護老人保健施設サービス(介護予防サービスを含む)の全て(ただし、介護老人保健施設サービスにおいては緊急時施設療養費に限る)
11	石綿による健康被害の救済に関する法律(平成18年法律第4号)「指定疾病に係る医療」	指定疾病に係る医療	66	石綿健康被害医療手帳	100	介護保険優先 残りを全額公費	介護老人保健施設サービス(介護予防サービスを含む)の全て(ただし、介護老人保健施設サービスにおいては緊急時施設療養費に限る)
12	特別対策(障害者施策)「経過措置」	障害者施策利用者への支援措置	57	受給者証	97.94	介護保険を優先し残りの7.4%を公費で負担する	訪問介護、介護予防訪問介護、夜間対応型訪問介護
13	特別対策(障害者施策)「全額免除」	障害者施策利用者への支援措置	58	受給者証	100	介護保険優先 残りを全額公費	訪問介護、介護予防訪問介護、夜間対応型訪問介護
14	原爆被爆者の訪問介護利用者負担に対する助成事業について(平成12年3月17日健医発第475号厚生省保健医療局長通知)「介護の給付」	低所得者の被爆者に対する訪問介護、介護予防訪問介護	81	被爆者健康手帳	100	介護保険優先 残りを全額公費 (※)	訪問介護、介護予防訪問介護
15	原爆被爆者の介護保険等利用者負担に対する助成事業について(平成12年3月17日健医発第476号厚生省保健医療局長通知)「介護の給付」	被爆者に対する介護福祉施設サービス等、地域密着型介護老人福祉施設サービス、通所介護、介護予防通所介護、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護	81	被爆者健康手帳	100	介護保険優先 残りを全額公費 (※)	介護福祉施設サービス、地域密着型介護老人福祉施設サービス、通所介護、介護予防通所介護、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護
16	生活保護法の「介護扶助」	介護保険の給付対象サービス	12	介護券	100	介護保険優先 利用者本人負担額がある	介護保険の給付対象と同様

※ ただし、保険料滞納による介護給付等の額の減額分については公費負担しない。

5 低所得者への負担軽減

○低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について

〔平成一二・五・一 老発四七四
各都道府県知事・各指定都市市長・各
中核市市長宛 厚生省老人保健福祉局
長通知〕

改正 平一二老発七八七・平一五老発〇五〇九〇〇三・平
一七老発〇四二六〇〇一・老発〇九〇八〇〇五・平
一八老発〇三三二〇一七

平成十二年四月より介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）が施行されたことに伴い、これまで老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）に基づき提供されてきた訪問介護等については、介護保険制度の下で提供され、原則として介護費の一分の利用者負担が求められることになる。

介護保険制度においては、高額介護サービス費について自己負担の上限額の設定における低所得者への配慮や法施行の際に特別養護老人ホームに入所している者について法施行前の費用徴収額を上回らないような利用者負担の設定といった措置が盛り込まれているが、これらの措置に加えて、低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の減免措置について、別添のとおり事業実施要綱を定めたので、御了知の上、本事業の適正かつ円滑な運営に配慮されたい。

また、管下市町村、関係団体等に対し、本事業の趣旨及び内容の周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

（別添1）

障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業実施要綱

1 目的

障害者施策によるホームヘルプサービス事業においては、所得に応じた費用負担となっていたことから、当該ホームヘルプサービス事業を利用して低所得の障害者であつて、介護保険制度の適用を受けることになったもの等について、利用者負担の軽減措置を講じることにより、訪問介護、介護予防訪問介護又は夜間対応型訪問介護（以下、「訪問介護等」という。）のサービスの継続的な利用の促進を図るものである。

2 実施主体

市町村（特別区、広域連合及び一部事務組合を含む。以下同じ。）

3 実施方法

(1) 本事業の対象者は、以下のとおりとする。

ア 経過措置対象者

生計中心者が所得税非課税である世帯（生活保護受給世帯を含む。）に属する者であつて、次のいずれかに該当し、かつ、平成十七年度末現在において本事業の対象者として認定されていたものとする。

(イ) 六五歳到達以前のおおむね一年間に障害者施策によるホームヘルプサービス（身体障害者ホームヘルプサービス、知的障害者ホームヘルプサービス及び難病患者等ホームヘルプサービスをいう。）を利用していただ者であつて、六五歳に到達したことで介護保険の対象者となったもの（法施行時において高齢者施策又は障害者施策によるホームヘルプサービスを利用していただ六五歳以上の障害者であつて、六五歳到達以前に障害者手帳の交付を受けているものを含む。）。

(イ) 特定疾病によつて生じた身体上又は精神上の障害が原因で、要介護又は要支援の状態となった四〇歳から六四歳までの者

イ 制度移行措置対象者

障害者自立支援法によるホームヘルプサービスの利用において境界層該当として定率負担額が〇円となっている者であつて、平成十八年四月一日以降に次のいずれかに該当することとなったもの。

(イ) 六五歳到達以前のおおむね一年間に障害者施策によるホームヘルプサービス（居宅介護のうち身体介護及び家事援助をいう。）を利用していただ者であつて、六五歳に到達したことで介護保険の対象者となったもの。

(イ) 特定疾病によつて生じた身体上又は精神上の障害が原因で、要介護又は要支援の状態となった四〇歳から六四歳までの者。

(2) 市町村において、原則として、前記対象者について、訪問介護等利用者負担額減額認定証を発行する。

(3) この場合については、利用者は、減額認定証を訪問介護等の事業者に提示することで、利用者負担が軽減されることになる。軽減後の利用者負担割合は、(1)アの場合、平成十八年四月一日から平成十九年六月三十日までの間は三%、平成十九年七月一日から平成二十年六月三十日までの間は六%、平成二十年七月一日からは通常どおり一〇%とし、(1)イの場合、〇%（全額免除）とする。

4 留意事項

(1) 別添2の事業との適用関係については、まず、本事業に基づく軽減措置の適用を行うこととする。

(2) 介護保険制度における高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費との適用関係については、まず、本事業に基づく軽減措置の適用を行い、軽減措置適用後の利用者負担額に着目して高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費の支給を行うものとする。

(3) 対象者の所得状況の確認については、毎年七月に所得確認又は、障害者自立支援法における境界層該当の確認等必要な認定を行うものとする。なお、いったん本軽減措置事業の対象外となった者については、翌年度以降も本事業の対象とはしないものとする。

(別添2)

社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱

1 目的

低所得で生計が困難である者について、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が、その社会的な役割にかんがみ、利用者負担を軽減することにより、介護保険サービスの利用促進を図ることを目的とするものである。

2 実施主体

市町村

3 実施方法

(1) 利用者負担の軽減を行うとする社会福祉法人等は、当該法人が介護保険サービスを提供する事業所及び施設の所在地の都道府県知事及び保険者たる市町村の長に対してその旨の申出を行う。

(2) 軽減の対象となる費用は、法に基づく訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス、介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護に係る利用者負担額並びに食費、居住費（滞在費）及び宿泊費に係る利用者負担額とする。

特に指定地域密着型介護老人福祉施設及び指定介護老人福祉施設においては、平成十七年十月より食費及び居住費について介護保険の給付の対象外とされたことを踏まえ、食費及び居住費に係る利用者負担を含めて軽減を行うものとする。

(3) 軽減の対象者は、市町村民税世帯非課税であつて、次の要件の全てを満たす者のうち、その者の収入や世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案し、生計が困難な者として市町村が認めた者とする。

- ① 年間収入が単身世帯で一五〇万円、世帯員が一人増えることに五〇万円を加算した額以下であること。
- ② 預貯金等の額が単身世帯で三五〇万円、世帯員が一人

増えることに一〇〇万円を加算した額以下であること。

③ 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。

④ 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。

⑤ 介護保険料を滞納していないこと。

(4) 市町村は、原則として、利用者の申請に基づき対象者であるか決定した上で、確認証を交付するものとし、申出を行った社会福祉法人等は、確認証を提示した利用者については、確認証の内容に基づき利用料の軽減を行う。

なお、生活保護受給者及び旧措置入所者で利用者負担割合が五％以下の者については、軽減制度の対象としないが、旧措置入所者で利用者負担割合が五％以下の者であってもユニット型個室の居住費に係る利用者負担額については軽減の対象とする。

(5) 軽減の程度は、利用者負担の四分の一（老齢福祉年金受給者は二分の一）を原則とし、免除は行わない。申請者の収入や世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案して、市町村が個別に決定し、確認証に記載するものとする。

(6) 市町村による助成措置の対象は、社会福祉法人等が利用者負担を軽減した総額（助成措置のある市町村を保険者とする利用者負担に係るものに限る。）のうち、当該法人の本来受領すべき利用者負担収入（軽減対象となるものに限る。）に対する一定割合（おおむね一％）を超えた部分とし、当該法人の収支状況等を踏まえ、その二分の一を基本としてそれ以下の範囲内で行うことができるものとする。

なお、指定地域密着型介護老人福祉施設及び指定介護老人福祉施設に係る利用者負担を軽減する社会福祉法人等については、軽減総額のうち、当該施設の運営に関し本来受領すべき利用者負担収入に対する割合が一〇％を超える部分について、全額を助成措置の対象とするものとする。

なお、この助成額の算定については、事業所（施設）を単位として行うこととする。

4 留意事項

(1) 別添1の事業との適用関係については、まず、これらの措置の適用を行い、その後、必要に応じて、本事業に基づ

く社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度の適用を行うものとする。

(2) 介護保険制度における高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費との適用関係については、本事業に基づく軽減制度の適用をまず行い、軽減制度適用後の利用者負担額に着目して高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費の支給を行うものとする。

その際、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設及び小規模多機能型居宅介護を利用する利用者負担第二段階の者のサービス費に係る利用者負担については、高額介護サービス費の見直しにより、本事業に基づく軽減を上回る軽減がなされることになることから、事業主体の負担に鑑み、当該部分について本事業の軽減の対象としないこととして差し支えない。

また、介護保険制度における特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費との適用関係については、特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費の支給後の利用者負担額について、本事業に基づく軽減制度の適用を行うものとする。

(3) 事業主体については、この取扱いが、あくまで事業主体に負担を求めるものであることから、市町村又は社会福祉法人が実施することが基本であるが、市町村内に介護保険サービスを提供する社会福祉法人が存在しない地域等においては、当該市町村の判断により、社会福祉事業を経営する他の事業主体においても利用者負担の軽減を行い得るものとする。なお、その場合には、都道府県と協議するものとする。

(4) 平成十七年十月より居住費・食費については介護保険の給付の対象外とされたことから、低所得者に対する十分な配慮が不可欠となっている。したがって、本事業は、すべての市町村において実施することが必要となるものであり、市町村は、指定地域密着型介護老人福祉施設及び指定介護老人福祉施設について、全ての社会福祉法人がこの事業に基づく軽減制度を実施するよう働きかけるものとする。

5

税制改正に伴う特例措置

(1) 目的

平成十七年度税制改正（高齢者の非課税限度額の廃止）の影響により、これまで市町村民税世帯非課税者であった者のうち一定の年金収入等を有する者は利用者負担第四段階に上昇することとなる。こうした者のうち、利用者負担段階が二段階以上上昇する者については、補足給付や高額介護サービス費について上昇を一段階に留める措置を講ずることとしているが、利用者負担段階が一段階上昇する者（利用者負担段階が第三段階から第四段階に上昇する者）であっても、年金収入等の低い者が個室の介護保険施設に入居している場合等には、利用料が相当程度上昇することにより、負担が困難になる場合もあると考えられる。このため、これらの者について経過措置として本事業に基づく軽減の対象とすることにより、利用者負担の急激な増加を抑えることとする。

(2) 実施方法等

本経過措置による軽減の実施については、(3)(2)中「食費、居住費（滞在費）及び宿泊費に係る利用者負担額」とあるのは「食費、居住費（滞在費）及び宿泊費に係る利用者負担額（当該額が補足給付の対象費用であつて、補足給付における基準費用額を上回る場合は、基準費用額）」と、(3)(3)中「市町村民税世帯非課税」とあるのは、「介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成十八年政令第百五十四号）附則第二十三条第三項に規定する特定被保険者（同条第一項及び第二項に該当する者を除く。）」と、(3)(3)①中「一五〇万円」とあるのは、「一九〇万円」と、(5)中「四分の一（高齢福祉年金受給者は二分の一）」とあるのは、「八分の一」と読み替えて行うものとする。

(3) 実施期間

平成十八年七月一日から平成二十年六月三十日までとする。

(別添3)

離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業実施要綱

1 目的

離島等地域においては、訪問系の介護サービスについて、一五％相当の特別地域加算が行われることから、利用者負担についても一五％相当分増額されることになる。このため、離島等地域でない地域の住民との負担の均衡を図る観点から、市町村の判断により、利用者負担の一部を減額することにより、離島等地域における介護保険サービスの利用促進を図ることを目的とするものである。

2 実施主体

市町村

3 対象市町村

平成十二年二月厚生大臣告示第二十四号（厚生大臣が定める地域）に定める離島等地域が存在する市町村

4 実施方法

(1) 本事業の対象者は、市町村民税本人非課税の者（生活保護受給世帯に属する者を除く。）であつて、別添1及び別添2の措置の適用を受けていないものとする。

(2) 利用者負担の減免を行おうとする社会福祉法人等は、法人所轄庁たる都道府県知事又は指定都市市長若しくは中核市市長（法人所轄庁が厚生労働大臣である場合は主たる事務所がある都道府県知事）及び法人所在地の市町村長に対してその旨の申出を行う。

(3) 社会福祉法人等が提供する訪問介護又は介護予防訪問介護（事業所が離島等地域にあるものに限る。）を利用した場合に、当該訪問介護又は介護予防訪問介護に係る利用者負担の一分を減額し（通常一〇％の利用者負担を九％にする。）、当該減額分を社会福祉法人等がいったん利用者に代わって負担した上で、その負担総額の二分の一について、社会福祉法人等の申請によって、市町村が助成を行う。

5 留意事項

事業主体については、この取扱いが、あくまで事業主体に

負担を求めるものであることから、社会福祉法人が実施することが基本であるが、市町村内に介護保険サービスを提供している社会福祉法人が存在していない地域等においては、例外的に、当該市町村の判断により、社会福祉事業を直接経営する市町村をはじめ他の事業主体においても利用者負担の減免を行い得るものとする。なお、その場合には、都道府県と協議するものとする。